

Q & A

(災害補償課)

Q

療養補償費の振込先について

4月から消防団担当となった者ですが、この度消防団員の公務災害が発生し、療養補償費の請求事務を行っているところです。

前任者から、基金からの支払は、当方の公金口座に振り込まれると聞きおよんでおりますが、病院の口座へ直接振り込んでいただけませんか。

A

消防団員の公務災害を補償するのは市町村です。

消防基金は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第2条第1項に定められている消防団員等公務災害補償責任共済契約に基づき、市町村が消防団員の公務災害補償に要する経費を市町村に支払う団体です。

したがって、今回ご質問いただいた療養補償費については、消防団員の公務災害の補償主体である市町村の公金口座に消防基金から補償に要する経費を振り込むこととなります。

なお、今回のご質問に直接関係はありませんが、消防団員の公務災害補償には、本体的給付である損害補償費と付加的給付である福祉事業費があります。このうち福祉事業費については、消防基金が市町村に代わって、被災団員及びその遺族の福祉に関して必要な事業を行っています。

したがって、被災団員及びその遺族が福祉事業費の支給を受けることとなった場合には、指定された口座に消防基金が直接振り込みをいたします。

参考

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(抄)

(定義)

第2条 この法律において「消防団員等公務災害補償責任共済契約」とは、市町村又は水害予防組合が、この法律の定めるところにより消防団員等公務災害補償等共済基金(以下この章および次章において「基金」という。)又は指定法人に掛金を支払うことを約し、当該基金又は当該指定法人が、当該市町村又は当該水害予防組合が支払責任を負う消防団員等公務災害補償に関し、当該市町村又は当該水害予防組合に対して、この法律の定めるところにより当該消防団員等公務災害補償に係る非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤の水防団長若しくは水防団員、水防従事者又は応急措置従事者(第11条第1項において「非常勤消防団員等」という。)に係る療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償又は葬祭補償に要する経費を支払うことを約する契約をいう。

2～3 略

(消防団員等福祉事業)

第13条 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合に代わって、政令で定めるところにより、被災団員及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

- 一 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災団員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災団員の療養生活の援護、被災団員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災団員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2～3 略